

国住指第1601号
国住街第263号
令和4年3月31日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)
市街地建築課長
(公印省略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を
改正する省令等の公布等について（技術的助言）

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第30号）及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件の一部を改正する件」（令和4年国土交通省告示第403号）が令和4年3月31日に公布され、同年10月1日に施行されます。

については、改正後の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進する法律施行規則」（平成18年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第114号。以下「誘導基準省令」という。）、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件」（平成18年国土交通省告示第1490号。以下「令第26条告示」という。）及び建築物のバリアフリー化に向けた留意事項等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知しますので、十分にご了知の上、その運用に当たっては、遺漏なきようにお取り計らい下さい。

また、貴職におかれては、貴管内の地方公共団体に対しても、この旨周知方お願いします。

第1 建築物特定施設への「劇場等の客席」の追加（規則第3条関係）

東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機として、車椅子使用者が容易にスポーツ観戦可能な客席の設置など、客席のバリアフリー化を推進する機運が高まっていることを踏まえ、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第6条に規定する「建築物特定施設」の「その他国土交通省令で定める施設」として規則に「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂（以下「劇場等」という。）の客席」を追加しました。

本改正により、地方公共団体は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条第3項に基づく条例を制定又は改正することにより、建築物特定施設である「劇場等の客席」について、同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（以下「建築物バリアフリー基準」という。）に必要な事項を付加することが可能となりますので、条例の制定又は改正による基準の設定について積極的な対応をお願いします。

第2 「劇場等の客席」に係る建築物移動等円滑化誘導基準の設定

1. 「劇場等の客席」に係る建築物移動等円滑化誘導基準の概要（誘導基準省令第7条、第12条の2【新設】、第17条及び第19条関係）

建築物特定施設に「劇場等の客席」を追加することに伴い、法第17条第3項第1号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「誘導基準」という。）に、「劇場等の客席」に係る基準を新たに設定しました。省令等の施行後、客席を有する劇場等について、法第17条第3項の認定を行う際には、以下の誘導基準に適合することが必要となりますので、ご留意下さい。

（1）車椅子使用者用客席の数

劇場等に客席を設ける場合には、以下に示す数以上の車椅子使用者用客席を設けること。

- ・客席の総数が200以下のときは当該客席の総数の2%
- ・客席の総数が200を超え、2,000以下のときは当該客席の総数の1%+2
- ・客席の総数が2,000を超えるときは当該客席の総数の0.75%+7

（2）車椅子使用者用客席の要件

車椅子使用者用客席は次の要件を満足すること。

- ・幅は90cm以上とすること
- ・奥行きは120cm以上とすること
- ・床は平らとすること
- ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること
- ・同伴者用の客席又はスペースを隣接して設けること

（3）車椅子使用者用客席の分散配置

客席の総数が200を超える場合には、車椅子使用者用客席を2箇所以上に分散して設けること。

なお、上記の誘導基準を参考に、法第 14 条第 3 項に基づく条例や地方自治法第 14 条に基づく福祉のまちづくり条例等における対象として、劇場等の客席に係る基準の追加・見直しも積極的な対応をお願いします。

併せて、貴地方公共団体が行う劇場や観覧場等の整備においても、上記の誘導基準を参酌して対応いただくため、庁内の関係部局に対して周知方をお願いします。

2. 認定の申請図書における必要事項の追加等（規則第 8 条及び第 3 号様式関係）

規則第 8 条に定める申請の添付図書に明示すべき事項として、次の事項を追加するとともに、認定申請に係る申請書の様式（規則第 3 号様式）に、客席の総数及び車椅子使用者用客席数並びに平面図及び縦断面図の番号を記載するための表を追加しましたので、建築主等への周知方をお願いします。

各階平面図：客席の位置、車椅子使用者用客席の位置、幅及び奥行き、車椅子使用者用客席に隣接して設ける同伴者用の客席又はスペースの位置

縦断面図：車椅子使用者用客席から舞台等まで引いた可視線

第 3 「劇場等の客席」に係る容積率の特例（令第 26 条告示関係）

令第 26 条告示で定める通常の建築物の建築物特定施設の床面積に、「劇場等の客席」として 0.5 m²/席を新たに規定しました。認定特定建築物における劇場等の客席について、これを超える部分は、通常の客席の床面積を上回る車椅子使用者用客席の部分として、法第 19 条に基づき建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度として容積率算定上の床面積に算入しないこととなります。劇場等の所有者等に対して、この容積率特例の積極的な活用を促し、劇場等の客席のバリアフリー化を一層促進していただきますようお願いします。なお、法第 24 条の規定による容積率の特例許可の運用については別途通知しています。

第 4 条例による建築物バリアフリー基準への基準付加の事例

法第 14 条第 3 項では、建築物特定施設について、地方公共団体が条例により、建築物バリアフリー基準に定めている事項に基準を上乗せする追加を可能としており、既に条例を制定している地方公共団体においては、地域の実情に応じて、授乳場所等の多様な基準の追加を行っているところです。

今般、各地方公共団体が、基準を上乗せして追加を行っている事例が蓄積されてきたことを踏まえ、別紙の通りとりまとめましたので、条例の制定や改正の参考としていただきますようお願いします。

第 5 その他

建築物のバリアフリー化を促進するため、令和 4 年度より、社会資本整備総合交付金の基幹事業である「バリアフリー環境整備促進事業」の拡充を行い、既存建築物のバリアフリー改修事業を交付対象に追加することとしました。民間事業者が実施する既存建築物のバリアフリー改修（バリアフリースイレ、車椅子使用者用客席の整備、乳幼児用設備の設置等）に対して、地方公共団体が補助を行う場合に、当

該交付金の対象とすることができますので、積極的な活用をご検討下さい。

また、バリアフリー改修の参考として、令和3年3月に改定した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」では、既存施設の改修のポイント等を掲載しているので、補助制度の検討・活用にあたり、参考としていただきますようお願いいたします。

さらに、国土交通省では、地方公共団体による建築物のバリアフリー化の取組を促進するため、法第14条第3項に基づく条例を制定・改正する場合やバリアフリーに関する国庫補助制度を活用する場合等における相談窓口を設置しましたので、必要に応じてご活用下さい。

【本通知に関する問合せ先・バリアフリー法等に関する相談窓口（地方公共団体向け）】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 バリアフリー班

TEL：03-5253-8126（直通ダイヤル）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/bf_municipality.html>